

進
印

(請願の要旨)

「国家(防衛)秘密法」は報道の自由と義務、国民の知る権利を抑圧し、平和と民主主義の存立を危うくするものであり、国会に再上程することに反対するよう請願いたします。

(理由)

自由民主党は、一昨年報道関係、国民世論の強い反対に遭い、一度廃案に追い込まれた「国家秘密法」(防衛秘密を外国に通報する行為等の防止に関する法律)を一部「修正」したと称し、再度、国会に提出しようとしています。

しかし、これはさきに廃案になつた法案に加え、修正の目玉のごとく宣伝されている第十三条をよく検討すれば、より危険なものとなっており、スパイ防止に名を借りて、報道の自由と義務を規制し、国民の知る権利を奪うものであり、日本国憲法の三大基本原理である平和主義、国民主権、基本的人権の保障に著しく違反し、国民の平和的生存権を剥奪する戦後の数ある悪法の中でも最たるものの一つであるばかりでなく、日本国憲法体制の根本的否定であります。したがつて断じて容認できません。

まず第一に、なぜいまこのような法律の制定が必要なのかという必然性がないということとであります。中曽根首相が言うように果たして我が国は「スパイ天国」であるのか、同時

にこれまで「外国のスパイ」が現に「国家秘密」をスパイし、日本の「国益」を書いているのか、その例証がないし、これまでの防衛庁の元高官も新法の必要性について否定的な発言をしています。そして、刑法などの現行法も多く存在しています。

第二に、この法律案が憲法の理念に明らかに反するということです。国民主権を掲げる憲法のもとでは国民の知る権利、政府においては、広く国民に知らすということが基本理念であり、防衛に関する情報も例外でなく、情報公開という流れにも逆行するものであります。

また、憲法はその柱として平和主義を掲げ、平和国家として国際社会に貢献することが期待されているにもかかわらず、このような「秘密」の範囲が無制限に広がるような法律は、憲法の平和主義にも反するものであります。

また「出版、または報道の業務に従事するもの」を罰しないという規定も、これは既に憲法で保障されているものであり当然のことであります。

このような不処罰規定を設けなければならないこと自体、この法案が我が国を秘密国家として、基本的人権を侵害する極めて危険なものであるということを物語るものであります。

右の理由により、「国家秘密法案」(防衛秘密を外国に通報する行為等の防止に関する法律)の国会再上程に貴議会が反対決議するよう請願するものであります。

昭和六十二年六月五日

請願者

西多摩郡羽村町緑ヶ丘四一二―一四

西多摩春闘共闘会議

議長 川 向 末 男 ㊟

福生市議会議長

村 尾 栄 次 殿

請願第六十二―三号

すべての大型間接税導入に反対し大幅減税を求める請願書

紹介議員

大 森 進 ㊟

(請願主旨)

政府が今国会に提出した「売上税」法案は、一斉地方選挙での国民の強い反対の意思表示により、廃案になりました。このことは、「売上税」(大型間接税)に反対する国民の総意を反映したものであります。

しかし、国会における原衆議院議長の調停においても「税制改革は最重要課題」であり、「税制改革に関する協議機関」をつくり、「直間比率の見直しなど早急に実現する」としており、新たな型での大型間接税導入の可能性も残されています。

いま進めるべきことは、応能負担の原則に反する一切の不公平な税制の是正、特に大企業、大資産家を優遇する特権的な減免税を改めることです。こうすれば「大型間接税」の導入をしなくとも国民の望む所得税減税は可能です。

以上の趣旨から、次の事項につき貴議会として国に対し、意見書を提出していただきたく請願いたします。

(請願事項)

- 一、いかなる名称、型であれ大型間接税の導入はしないこと。
- 一、不公平税制の是正により、大幅所得税減税をすること。

昭和六十二年六月五日

請願者代表

西多摩郡羽村町緑ヶ丘四一―二一―一四

西多摩地区労働組合協議会

議長 川 向 末 男 印

他 八百一人

福生市議会議長

村 尾 栄 次 殿

「非核・平和福生市宣言」制定に関する陳情書

被爆四十二周年を迎えた今日、核兵器廃絶を求める世論はますます高まっています。

しかし、アメリカの巡航ミサイル・トマホークの配備やソ連のSS20ミサイルの配備などが行われており、核戦争の危険は強まっています。「核の冬」が全地球をおおう危険は現実に存在しているのです。この危険を一刻も早く取り除くことは、人類の良心に、理性に課せられた崇高な責務であります。

日本に、世界に、「ヒロシマ」「ナガサキ」を絶対に繰り返させないために、核兵器廃絶を実現させなければなりません。

いま、核兵器をなくそうとの願いをこめた「ヒロシマ・ナガサキ」からのアピールに二千万人以上の人が署名をしています。

つきましては、福生市が次の三項目の内容を含む「非核・平和福生市宣言」を行うよう、ここに陳情いたします。

一、横田基地における、あらゆる核兵器、核攻撃を任務とする部隊、核攻撃指令通信施設の配備、訓練の禁止と撤去を求める。

一、横田基地の夜間騒音、軍用機の市街地上空飛行を禁止し、平和な福生市をつくる。

一、「広島」「長崎」の被爆の実相を広く市民に知らせ、核兵器完全禁止の実現を目指す。

昭和六十二年六月九日

陳情者

福生市北田園二―二四―一〇

「非核・平和福生市宣言」をめざす連絡会

代表 長 田 紀禰子 印

福生市議会議長

村 尾 栄 次 殿

陳情第六十二一十号

すべての大型間接税導入に反対し大幅減税を求める陳情書

(陳情趣旨)

政府が今国会に提出した「売上税」法案は、一斉地方選挙での国民の意思表示により、事実上、廃案になりました。このことは、「売上税」(大型間接税)に反対する国民の総意を反映したものであります。

しかし、国会における原衆議院議長の調停においても「税制改革は最重要課題」であり、「税制改革に関する協議機関」をつくり、「直間比率の見直しなど早急に実現する」としており、新たな形での大型間接税導入の可能性も残っています。

いま進めるべきことは、応能負担の原則に反する一切の不公平な税制の是正、特に大企業・大資産家を優遇する特権的な減免税を改めることです。こうすれば「大型間接税」の導入をしなくとも国民の望む所得税減税は可能です。

以上の趣旨から、次の事項につき貴議会として、国に対する意見書を提出していただきたく陳情いたします。

(陳情事項)

- 一、いかなる名称、型であれ大型間接税の導入はしないこと。
- 一、不公平税制の是正により、大幅所得税減税をすること。

昭和六十二年六月九日

陳情者

福生市熊川九五―一三〇

新日本婦人の会福生支部

代表 長 尾 弘 子 印

福生市議会議長

村 尾 栄 次 殿

福生市に非核都市宣言を求める陳情書

福生市に非核都市宣言を求める陳情書

陳情の主旨

わたしたちの住む地球には、現在五万発もの核兵器が備蓄されていると言われています。その爆発力は広島型原爆の百五十倍以上に相当します。そしてそれは、人類を百回以上も滅ぼせる途方もない力を持っています。

ヒロシマ・ナガサキの惨状から四十二年、今も世界で多くの人々が被爆のために苦しんでいます。

平和を求める人々の声に反して、世界各地で戦争が起きています。それらは、偶発核戦争に発展する危険性に満ち満ちています。

この人類生存の瀬戸際に立たされた今こそ、わたしたちが、核戦争に反対し、核廃絶を声を大にして叫ぶのは、人間として当然のことです。何より子供たちの未来のためでもあります。

ここに、わたしは、福生市に「非核都市宣言」を求めます。

一、福生市民として、世界に訴えます。

一、「核疑惑」が言われる横田基地を抱えるまちに住む市民として訴えます。

一、市民の力で「非核都市宣言」を実現させましょう。

昭和六十二年六月九日

陳情者

福生市熊川八六二―一一

越 沼 幸 子 印

福生市議会議長

村 尾 栄 次 殿